

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第205号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年9月5日 10時35分ごろ
発生場所	愛媛県今治市今治港第3区 来島海士瀬灯標から真方位251°1,130m付近 (概位 北緯34°06.49' 東経132°58.17')
事故等調査の経過	平成26年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 扇濤丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	133041、センコー株式会社、芝興マリン有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	プロペラに曲損及び欠損
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、C重油約930tを積載して船長が操船に当たり、今治港第3区にある造船所の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に係留中の貨物船（以下「本件係留船」という。）に、右舷側を接舷して給油作業を行うため、左舷錨を投下して左回頭中、本件岸壁沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、船舶所有者及び運航者に連絡したのち、本件係留船に右舷側を接舷し、給油作業を行った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約134cm（波止浜）
その他の事項	本船の喫水は、船首約3.1m、船尾約4.7mであった。 本件係留船は、船首を南方に向けて入船左舷着けしていた。 船長は、本件岸壁沖に浅所があることを知っていたが、総トン数約350トンの船が本件係留船に接舷する様子を見たことがあったので、本船でも接舷できると思っていた。 海図W132（来島海峡）によれば、本件岸壁から対岸までの距離が約150mであり、本事故発生場所付近には水深が0.5m～1.3m、底質が泥の水域がある。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、今治港第3区において、船長が、総トン数約350トンの

	<p>船が本件係留船に接舷する様子を見たことがあったので、本船でも接舷できると思い、本件岸壁沖の浅所域に進入したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、今治港第3区において、船長が、総トン数約350トンの船が本件係留船に接舷する様子を見たことがあったので、本船でも接舷できると思い、本件岸壁沖の浅所域に進入したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船舶所有者は、本事故後、安全に関する会議を開催し、本船と同等クラス以上の船は、本件岸壁での給油作業等を行わないこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・水深に余裕のない水域で作業を行う際には、水深、潮高及び喫水を勘案し、作業実施の可否を検討すること。